

Information

教育委員会委員任命

9月の雄武町議会定例会において、今哲氏を雄武町教育委員会委員に任命（再任）することに同意を得ました。

教育委員会委員は、議会の同意を得て、町長から任命された教育長と4人の委員で構成され、町の教育行政の運営などについて審議、決定をしています。



今 哲 氏（幌内）

任 期 4年間

令和2年10月1日～

令和6年9月30日

☎総務課庶務係

Information

雄武町交通安全旗をリニューアル

町ではこのほど、交通安全旗のデザインを見直し、令和元年2月に雄武町公認キャラクターとして決定しました「いくらすじ子」を採用した、リニューアルバージョンを追加しました。

「いくらすじ子」の交通安全旗は、役場庁舎前、国道238号上の海側（御西地区に向かう右カーブ）、沢木地区の一部に掲げています。

雄武町交通安全旗は、住民生活課住民活動係に用意していますので、職場や自治会、その他の団体などで、活用される場合は、ご連絡をお願いします。☎住民生活課住民活動係



↑「いくらすじ子」の交通安全旗



↑風になびく交通安全旗（御西地区に向かう右カーブ）

消費税の届け出はお済みですか

個人事業主で、新たに課税事業者（消費税申告・納付が必要な人）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。令和3年分において課税事業者となる人

令和元年分（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えている場合には、令和3年分は消費税の課税事業者に該当します。

※令和元年分（基準期間）の課税売上高が1千万円以下であっても、

令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1千万円を超えている場合には、令和3年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

簡易課税制度の選択

課税期間における課税売上高が5千万円以下の人は、簡易課税制

度を選択することができます。令和3年分から簡易課税制度を用いて申告する人は、令和2年12月31日(木)までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。簡易課税制度を選択された人は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。



があります。各種届出書は、e・Taxでも提出できます。詳しくは、e・Taxホームページでご確認ください。e・Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> ☎0158・23・2191



インフルエンザ定期予防接種

インフルエンザワクチン定期予防接種の高齢者優先接種が始まっています。

まだワクチン接種を受けていない人で希望される場合は、お早めに接種することをお勧めします。

対象者

①接種日において65歳以上の人
②60～64歳の人で一定の心臓、じん臓、呼吸器等の障がいのある人（身体障害者手帳または医師の診断書の写しが必要になります）

料金 個人負担 1,000円
実施場所 国民健康保険病院
☎84・2517
山口クリニック
☎84・2776

※希望する医療機関へ事前に直接予約してください
※町外に主治医がいる人は、事前に保健係へご相談ください
不明点については保健係に問い合わせください。

☎保健福祉課保健係

アルコール関連問題啓発週間

11月10日(火)から16日(月)は「アルコール関連問題啓発週間」です。

お酒は私たちの生活に豊かさや潤いを与えるものである一方、多量飲酒や未成年者・妊婦の飲酒など不適切な飲酒は、アルコール健康障害の原因となります。さらに、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などのさまざまな問題にも密接に関連します。

適度な量はどのくらい？

節度ある適度な飲酒は男性の場合、1日にビール500ml（日本酒は1合弱、25度焼酎は100ml、ワインは2杯程度）に相当します。女性は男性よりも少ない量が適当とされています。また、1週間に1日から2日は飲まない日をつくる、という習慣を身につけることも大切です。

大量のお酒を飲み続けると・・・

大量のお酒を長期にわたって飲み続けることで、お酒がないといられなくなる状態になることをアルコール依存症といいます。アルコール依存症では、アルコールが体から抜けると、イライラや神経過敏、不眠、頭痛、吐き気、下痢、手の震え、発汗、頻脈・動悸などの離脱症状が出てくるので、それを抑えるために、またお酒を飲んでしまうということが起こります。アルコール依存症は「否

認の病」ともいわれるように、本人は自分が病気であることを認められない傾向にあり、適切な相談や治療につながりにくいという問題があります。

紋別保健所では、保健師や専門医が、こころの健康に心配のある人、飲酒やアルコール問題、ギャンブル問題を抱える人の相談をお受けしています。また、断酒会会長と相談できる機会も設けています。心配のあるご本人だけではなく、ご家族や関係者も利用できますので、お気軽にご相談ください。

年末調整説明会開催中止のお知らせ

説明会について、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止となりました。なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページがありますので、詳しくはこちらのページをご覧ください

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」としています。今年は、テーマを「くらしを支える税」とし、さまざまな広報広聴施策を実施します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
☎0158・23・2191

年末調整 確定申告 納付手続 税務相談 電子申告

国税庁 <https://www.nta.go.jp>